

第7期中標津町総合計画後期基本計画（案）【概要版】

1. まちの将来像

令和3年度に策定した第7期中標津町総合計画基本構想（令和3（2021）年度～令和12（2030）年度）では、「つながる」をまちづくりの最重要テーマとし、まちの将来像を以下のとおり定めています。

【将来像】

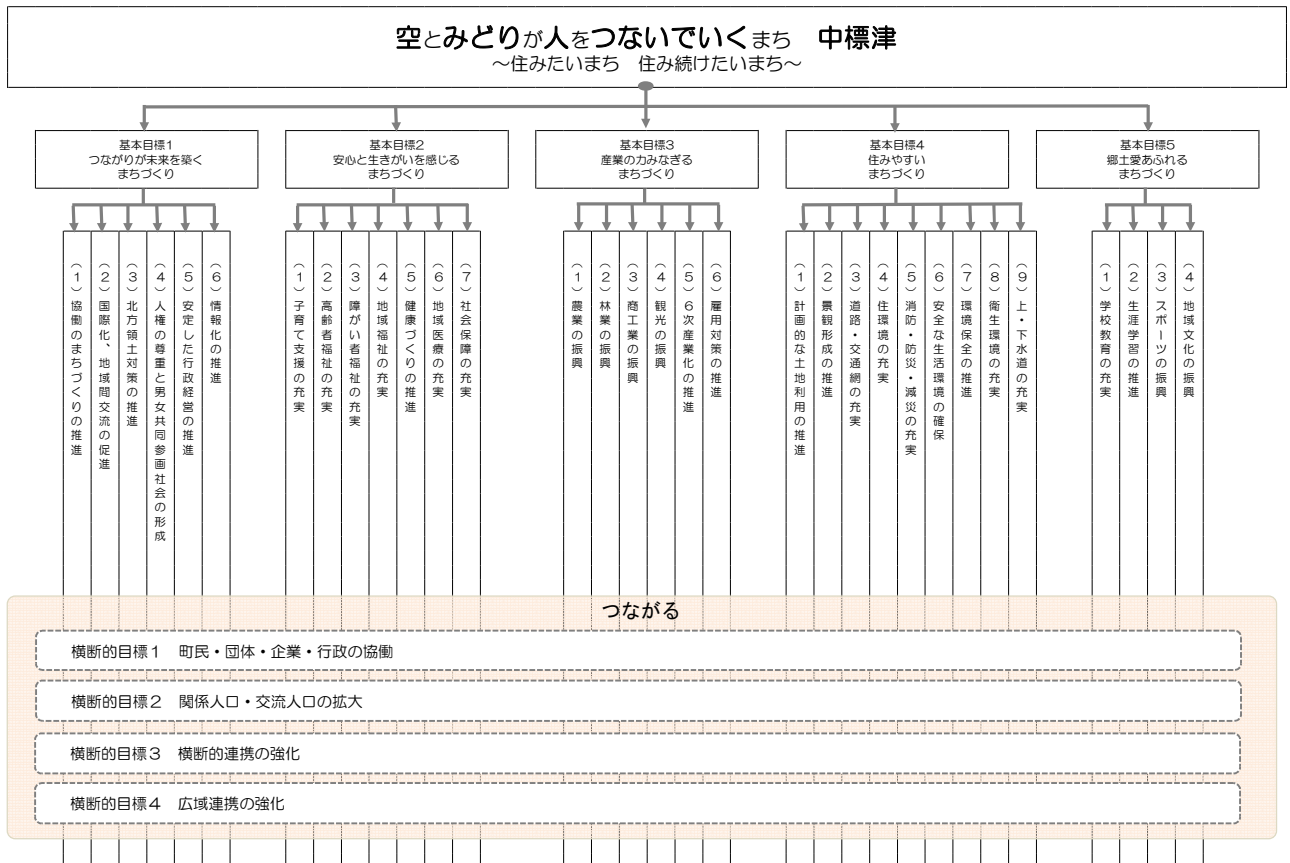
空とみどりが人をつないでいくまち 中標津
～住みたいまち 住み続けたいまち～

道東の空の玄関口である中標津空港を有する広域的な拠点性をはじめ、酪農を中心とした第1次産業、豊かな自然環境、これらを活かしながら「町民」「団体」「企業」「行政」がつながることにより、町の活気や支え合い、新たな価値の創造などにつなげ「住みたいまち、住み続けたいまち」に向かっていくことを目指します。

第7期中標津町総合計画後期基本計画（以下、後期基本計画）では、前期基本計画に引き続き、このまちの将来像の実現に向けて取り組んでいきます。

2. まちづくりの目標

まちの将来像に向かって、前期基本計画から引き続き5つの基本目標とそれに紐づく32の施策項目、その全てに共通する目標である4つの横断的な目標「つながる」、この2つの目標の掛け合わせにより、まちづくりを推進していきます。



3. 後期基本計画で取り組む施策

後期基本計画では、人口減少・少子高齢化の進展をはじめとした社会情勢の変化を的確に捉え、現状の課題と将来的な課題へ対応するため、前期基本計画の内容を見直し下記の施策に取り組んでいきます。

基本目標1 つながりが未来を築くまちづくり

町民と行政の対話による協働を推進し、互いのつながりを強めることにより、多様化・専門性が進む課題に対応するまちづくりを進めます。

また、多くの人々の関わり・交流することを推進するとともに、行政ニーズに適切に対応できる安定した行政運営に努めます。

- | | |
|------------------|-----------------------|
| (1) 協働のまちづくりの推進 | (4) 人権の尊重と男女共同参画社会の形成 |
| (2) 国際化、地域間交流の促進 | (5) 安定した行政経営の推進 |
| (3) 北方領土対策の推進 | (6) 情報化の推進 |

後期基本計画のポイント

- ・町内会への加入促進と時代のニーズに即した行政と町内会の連携のあり方を整理します。
- ・地域の課題解決・活性化を図るため、多様な外国人材の誘致を推進します。
- ・大学・専門学校等や大学生等との交流・連携により、専門的知見や若者目線を活かした地域活性化を目指します。
- ・若者の町への愛着を深める取り組みや挑戦を後押しする仕組みの構築を進め、若者に選ばれるまちを目指します。
- ・中標津町の拠点性を高めるため、道の駅的機能・交通・コミュニティ等の機能を備えた複合型交流施設の整備を検討します。
- ・近隣自治体等との広域連携を推進し、地域活性化や人口減少に備えた行政機能の維持を図ります。

基本目標2 安心と生きがいを感じるまちづくり

誰もが地域に参加し、互いに支え合い、助け合うことを推進し、全ての町民が地域で安心して生きがいをもって暮らすことができるまちづくりを進めます。

また、すべての町民が健康で安心して暮らせるよう、保健・地域医療体制の整ったまちづくりを進めます。

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 子育て支援の充実 | (5) 健康づくりの推進 |
| (2) 高齢者福祉の充実 | (6) 地域医療の充実 |
| (3) 障がい者福祉の充実 | (7) 社会保障の充実 |
| (4) 地域福祉の充実 | |

後期基本計画のポイント

- ・子どもを生き育てやすい環境のため、保育料の負担軽減、子どもの医療費などの負担軽減の検討など、子育て世帯への支援を行います。
- ・介護保険サービスの充実や、介護事業所の人材確保・育成を図ります。
- ・地域共生社会の実現に向け、高齢・障がい・児童その他の福祉の包括的な支援体制を整備します。
- ・健康寿命を延ばすため、運動を習慣化できる環境づくりを推進します。
- ・自殺予防対策を図り「誰も自殺に追い込まれることのない中標津町」の実現を目指します。

基本目標 3 産業の力みなぎるまちづくり

基幹産業である農業の生産基盤の維持・強化と、森林資源の保全・活用、酪農景観を守り活かす取り組みを推進します。

また、6次産業化の推進や、商工業の維持拡大と企業誘致、広域観光施策を展開するとともに、雇用の場の確保や働き手不足の解消に取り組み、産業の活性化を図ります。

- | | |
|------------|--------------|
| (1) 農業の振興 | (4) 観光の振興 |
| (2) 林業の振興 | (5) 6次産業化の推進 |
| (3) 商工業の振興 | (6) 雇用対策の推進 |

後期基本計画のポイント

- ・農産物の地産地消や需要拡大・販路拡大を推進します。
- ・根室管内、釧路管内、オホーツク管内の地域間連携を図り、インバウンド需要を見据えた広域観光施策を展開します。
- ・町内企業の町外からの人材確保の機運醸成と、本町での就職を希望する人の増加を図り、働き手不足解消のためのUIJターンを推進します。
- ・働き手不足解消に向け、企業等における外国人材受け入れへの機運醸成と、外国人材受け入れ拡大による持続可能な労働環境の整備を図ります。

基本目標 4 住みやすいまちづくり

住みやすく、利便性の高いコンパクトなまちを目指すとともに、豊かな自然や景観を守り、誰もが住みたいと思えるまちづくりを進めます。

また、自助・共助・公助の連携による災害に強いまちづくりを進めます。

- | | |
|-----------------|----------------|
| (1) 計画的な土地利用の推進 | (6) 安全な生活環境の確保 |
| (2) 景観形成の推進 | (7) 環境保全の推進 |
| (3) 道路・交通網の充実 | (8) 衛生環境の充実 |
| (4) 住環境の充実 | (9) 上・下水道の充実 |
| (5) 消防・防災・減災の充実 | |

後期基本計画のポイント

- ・少子高齢化社会を見据えた地域交通に向けて、利便性が高く、持続可能なバス路線の運行体制を推進します。
- ・インバウンド需要を見据えた外国人誘客など、更なる中標津空港の利用促進に向けた航空ネットワークの維持・拡充に取り組みます。
- ・地域防災リーダーや防災士等と連携をとりながら、自助・共助の必要性、家庭での備えの重要性を訴え、家庭での災害への備えを促進します。
- ・野生鳥獣による人的被害の防止と農業被害の抑制に努めます。
- ・し尿の広域処理、及び下水との共同処理に向けた受入施設を計画的に整備します。

基本目標 5 郷土愛あふれるまちづくり

誰もが郷土に愛着を持ち、残りたい・帰ってきたいと思えるまちづくりを進め、地域とのつながりを深めた学校教育の充実や、スポーツ・文化芸術活動の普及・交流、文化財の保存・活用を図ります。

(1) 学校教育の充実

(3) スポーツの振興

(2) 生涯学習の推進

(4) 地域文化の振興

後期基本計画のポイント

- ・子どもたちの「個別最適な学び」と「協働的な学び」を推進し、高度情報化社会に対応した情報活用能力の育成を図ります。
- ・学校運営協議会と地域学校協働活動の連携など、保護者や地域住民の学校運営への参画を促進し、地域の総合力による教育活動を推進します。
- ・子どもたちの文化・スポーツ活動に親しむ機会確保の持続可能な体制構築に向け、学校や地域の多様な団体との連携強化を推進します。
- ・学校の学習環境の整備と少子化を踏まえた適正な学校規模を検討します。
- ・地域振興や観光振興を見据えた文化遺産を活かしたまちづくりを推進します。

基本目標の各分野すべてに共通して取り組むべき目標として、横断的目標（4目標）を前期基本計画に引き続き推進します。

横断的目標 1 町民・団体・企業・行政の協働

町民・団体・企業・行政など、あらゆる主体が対話・連携し、互いに補い合う協働のまちづくりを進めます。

横断的目標 2 関係人口・交流人口の拡大

より多くの人が集まり、関わり、交流する賑わいのあるまちづくりを進めます。

横断的目標 3 横断的連携の強化

あらゆる主体や行政組織がそれぞれの分野・固定概念に縛られず、垣根を超えた効果的・効率的な連携により町の活性化につながるまちづくりを進めます。

横断的目標 4 広域連携の強化

本町の枠を超えて、近隣自治体の各主体や行政組織とのあらゆる広域連携を強化し、広域的な活性化や、町単独では対応できない課題へ対応するまちづくりを進めます。

4. 計画期間

令和 8（2026）年度～令和 12（2030）年度の 5 年間